

令和2年6月1日

長野地方最低賃金審議会委員 各位

長野地方最低賃金審議会

会長 岩崎 徹也

令和2年度長野地方最低賃金審議会における実地視察について

標記については、最低賃金法第25条第5項に基づき、最低賃金の改正決定の調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとなっており、従来より長野地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)では、実地視察において、この意見聴取を実施してきたところであります。

しかしながら、現下の新型コロナウイルス感染症の防止対策を考慮すると、実地視察において「3つの密」(密閉空間・密集場所・密接場面)になる蓋然性が高く、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが大きいと思料されるため、実地視察を実施することは適当でないと判断し、令和2年度においては、審議会委員による実地視察は実施しないことといたします。

なお、実地視察に代わる関係労働者及び関係使用者からの意見聴取につきましては、長野労働局長の改正諮問後に、最低賃金法施行規則第11条第1項に基づく意見聴取に関する公示を行った上で、公示期間中に意見の提出がなされた場合は審議会にて意見書の配布を行い、これに加え、実地視察に代わる意見聴取として、関係労働者及び関係使用者を審議会へ招致の上、直接意見陳述してもらうことにより、最低賃金改正決定等に係る意見を聴くことといたします。

## 参考 関係法令

### 【最低賃金法第 25 条第 5 項】

最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

### 【最低賃金法施行規則第 11 条第 1 項】

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「最低賃金審議会」という。)の調査審議を求めた場合には、遅滞なく、最低賃金審議会が法第 25 条第 5 項の規定により当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。

### 【最低賃金法施行規則第 11 条第 2 項】

最低賃金審議会は、前項の意見書によるほか、当該意見書を提出した者その他の関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議(専門部会の会議を含む。)に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとする。